

岩手県監査委員告示第16号

監査結果の公表（令和2年岩手県監査委員告示第5号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県公安委員会から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年3月31日

岩手県監査委員 軽石 義 則  
岩手県監査委員 神崎 浩 之  
岩手県監査委員 寺 沢 剛  
岩手県監査委員 沼 田 由 子

- 1 監査対象機関名 岩手県岩泉警察署
- 2 監査実施日
  - (1) 予備監査実施日 令和元年10月17日
  - (2) 本監査実施日 令和元年12月17日
- 3 監査結果の公表の日 令和2年2月7日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが2件、31,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた2件、31,000円のうち、昨年度支給していた1件、15,500円については令和元年11月12日に返納を完了し、今年度支給していた1件、15,500円については令和元年11月5日に返納を完了した。 今後は、次のことを実施し再発防止に努めることとした。 <ol style="list-style-type: none"><li>1 添付資料（住民票等）の確認徹底</li><li>2 岩手県職員旅行路程図による経路確認の徹底</li><li>3 旅費関連法令等の再確認</li></ol>